資料編

《資料1》アンケート調査の結果

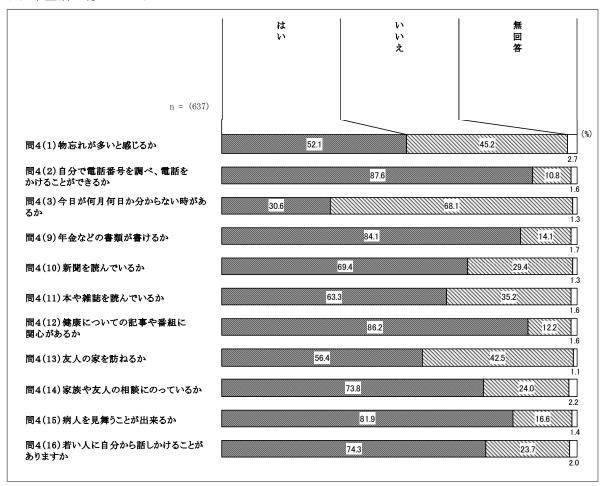
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査期間	令和2年6月9日から令和2年6月26日まで
調査対象	山田町内に在住する65歳以上の方のうち、要介護 1 ~5 の認定を受けていない 方から無作為抽出した998人
回収状況	637人 (63.8%)

(1) 毎日の生活について

日常生活の中での行動を分けて見てみると、全体の7割以上が「番号を調べて電話をかける」(87.6%)、「健康についての関心を持つ」(86.2%)、「年金などの書類を書く」(84.1%)、「病人を見舞う」(81.9%)、「若い人に話しかける」(74.3%)、「家族や友人の相談にのる」(73.8%) ことがあると回答しています。

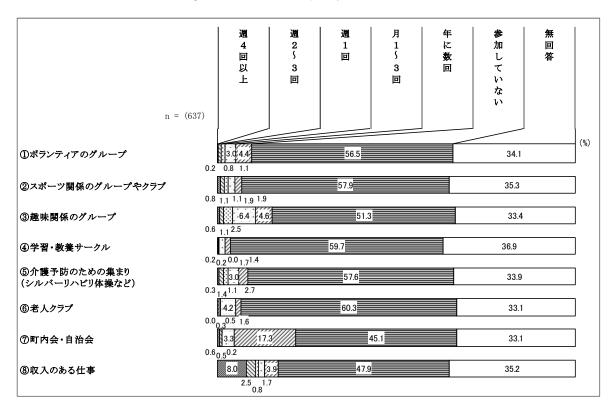
◆日常生活で行っていること



(2) 地域での活動について

地域での活動の参加頻度について、全ての活動において「参加していない」が全体の半数近くとなっています。「⑦町内会・自治会」については、全体の17.3%が「年に数回」の参加をしており、①~⑦の活動の中で、比較的多くの人が参加しています。

◆以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

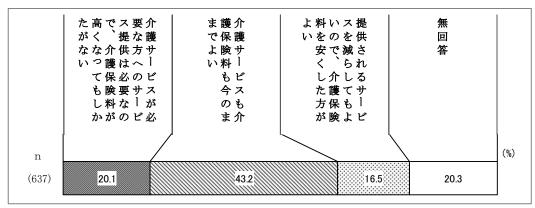


(3) 介護サービスと介護保険料について

・ 介護サービスと介護保険料のあり方

介護サービスと介護保険料のあり方について、全体では「介護サービスも介護保険料も 今のままでよい」(43.2%)の割合が最も高くなっています。

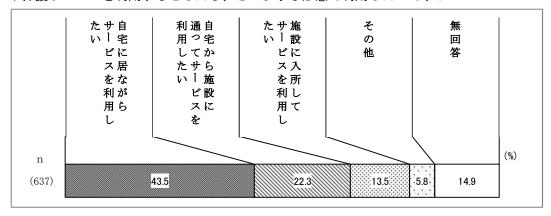
◆介護サービスと介護保険料のあり方について、どのように感じますか



・ 利用したい介護サービス

利用したい介護サービスについて、「自宅に居ながらサービスを利用したい」(43.5%)と考える人の割合が最も高くなっています。

◆介護サービスを利用するとしたら、どのような形態で利用したいですか

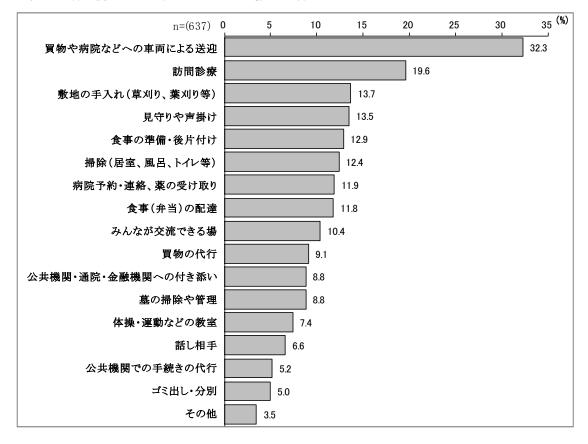


(4) 在宅生活を続けるための支援の内容について

・ 利用したい支援

利用したい支援について、全体では「買物や病院などへの車両による送迎」(32.3%)の割合が最も高く、次いで「訪問診療」(19.6%)、「敷地の手入れ(草刈り、葉刈り等)」(13.7%)、「見守りや声掛け」(13.5%)となっています。

◆在宅生活を続ける上で、利用したい支援の内容はどれですか

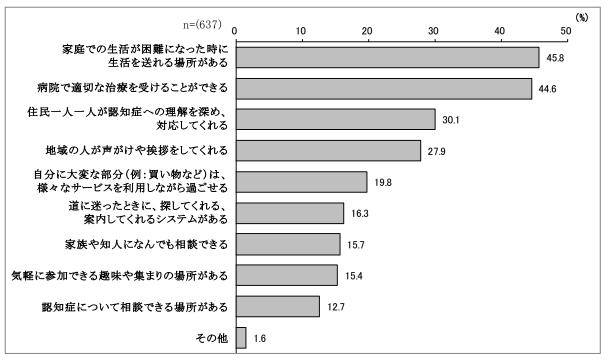


・ 認知症になった場合に希望する生活環境

認知症になったらどのような地域(環境)で暮らしたいかについて、全体では「家庭での生活が困難になった時に生活を送れる場所がある」(45.8%)の割合が最も高く、次いで「病院で適切な治療を受けることができる」(44.6%)、「住民一人一人が認知症への理解を深め、対応してくれる」(30.1%)となっています。

年代別でみると、男性の後期高齢者は「家族や知人になんでも相談できる」「病院で適切な治療を受けることができる」が他の年代より高く、「道に迷ったときに、探してくれる、案内してくれるシステムがある」「家庭での生活が困難になった時に生活を送れる場所がある」を重要視している人が少なくなっています。

◆もし自分が認知症になったら、どのような地域(環境)の中で暮らしたいですか



2 在宅介護実態調査

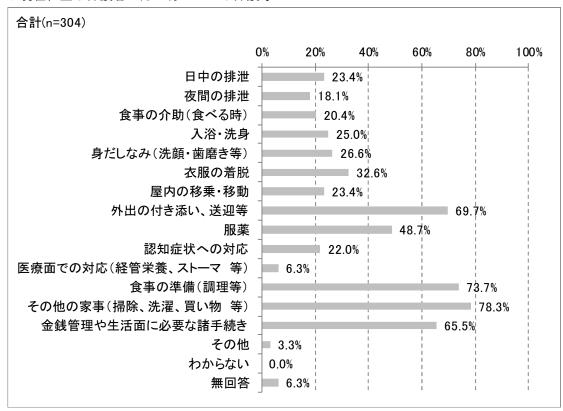
調査期間	令和2年2月21日から令和2年3月16日まで
調査対象	山田町内に在住する方のうち、要介護1~5、要支援1・2の認定を受けており、自宅等にお住まいの方622人とその家族
回収状況	401人 (64.5%)

(1) 自宅での介護の状況

・ 主な介護者が行っている介護

ご家族(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)から介護を受けている方のうち、現在、主な介護者の方が行っている介護等について、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「食事の準備(調理等)」、「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が多く、それぞれ50%を超えています。

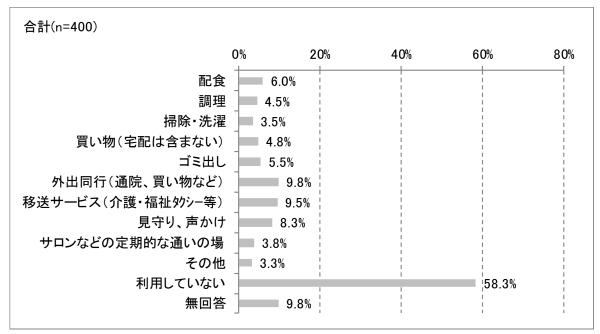
◆現在、主な介護者の方が行っている介護等について



・ 保険外の支援・サービスの利用状況

介護保険外のサービス利用は、「外出同行(通院、買い物など)」、「移送サービス(介護・福祉タクシ-等)」、「見守り、声かけ」、「配食」、「ゴミ出し」の順に多くなっています。

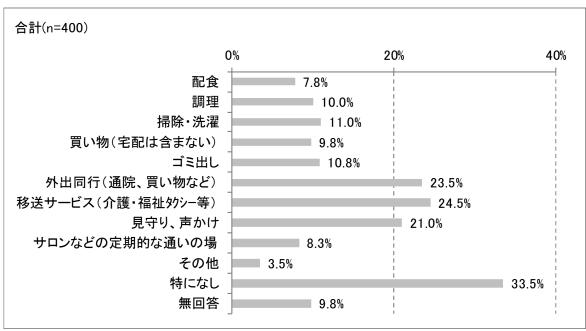




・ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

必要と感じる支援・サービスでは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「外出同行(通院、買い物など)」、「見守り、声かけ」の順に多くなっています。

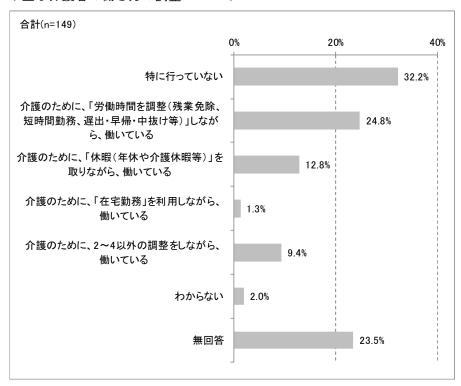
◆今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて



(2) 主な介護者の働き方の調整について

主な介護者の方が仕事と介護両立するために行っている働き方の調整は、「「労働時間を調整」しながら、働いている」が24.8%、「「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が12.8%となっています。

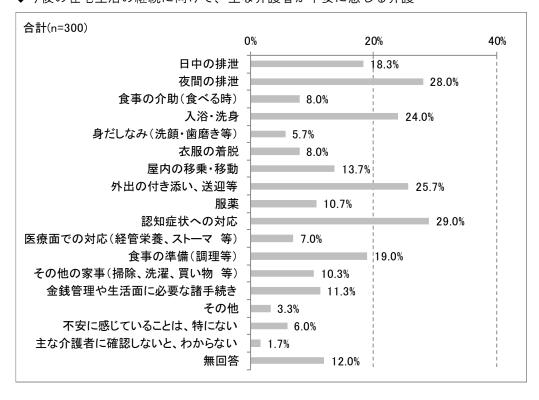
◆主な介護者の働き方の調整について



(3) 主な介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」(29.0%)、「夜間の排泄」(28.0%)、「外出の付き添い、送迎等」(25.7%)、「入浴・洗身」(24.0%)、「食事の準備(調理等)」(19.0%)が多くなっています。

◆今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護



3 在宅生活改善調査

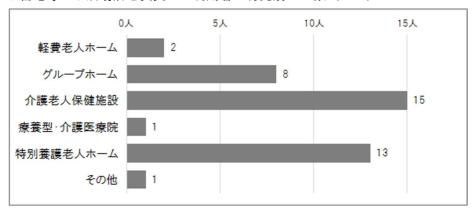
調査期間	令和2年8月28日から令和2年9月15日まで
調査対象	町内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所11事業所の管理者およびケアマネジャー
回収状況	11事業所(100%)

(1) 在宅生活の維持が難しくなっている人の実態

・ 過去1年間に自宅等から居所を変更している人はどの程度いるか

過去1年間に自宅等から居所を変更した人は、死亡を除くと40人となっています。うち、介護老人保健施設が15人と最も多く、次いで、特別養護老人ホーム(13人)、グループホーム(8人)となっています。

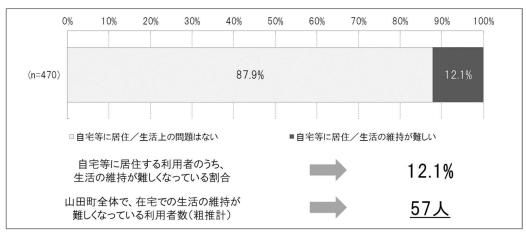
◆自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数(n=40)



自宅等での生活の維持が難しくなっている人は、どのような人か

ケアマネジャーが担当する自宅等で生活されている利用者で「現在のサービス利用では、 生活の維持が難しくなっている利用者」について、要支援・要介護者470人のうち、「生活 の維持が困難になり始めている人」は57人で、全体の12.1%となっています。

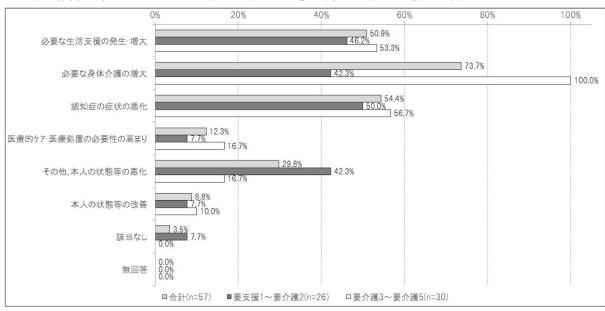
◆現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者(n=470)



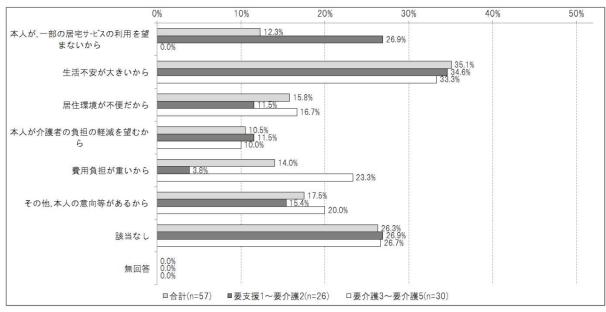
・ 自宅等での生活の維持が難しくなっているのは何故か

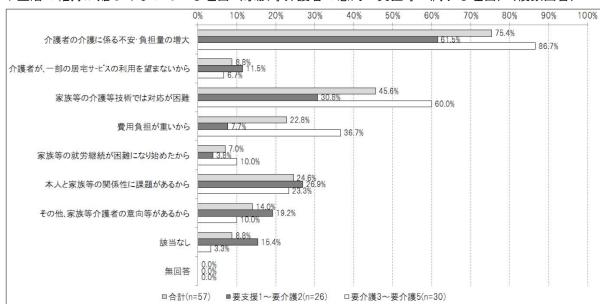
在宅での生活の維持が難しくなっている理由を「本人の状態」、「本人の意向」、「家族等介護者の意向・負担等」の3つの視点からまとめたところ、「本人の状態に属する理由」としては、要介護2以下では「認知症の症状の悪化」、要介護3以上では「必要な身体介護の増大」が多くなっています。また共通して多い理由としては、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が挙げられます。

◆生活の維持が難しくなっている理由(本人の状態に属する理由)(複数回答)



◆生活の維持が難しくなっている理由(本人の意向に属する理由)(複数回答)



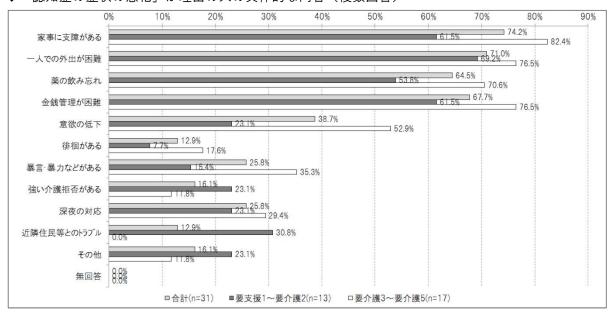


◆生活の維持が難しくなっている理由(家族等介護者の意向・負担等に属する理由)(複数回答)

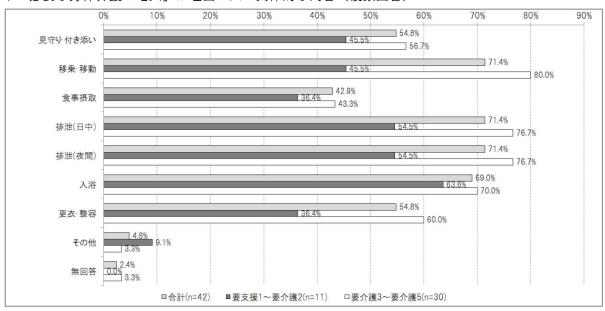
要介護2以下の「認知症の症状の悪化」について具体的にみると、「家事に支障がある」、「一人での外出が困難」、「薬の飲み忘れ」、「金銭管理が困難」などが高い割合を占めています。

要介護3以上の「必要な身体介護」について具体的にみると、「移乗・移動」、「日中・夜間の排泄」、「入浴」が高い割合を占めています。

◆「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容(複数回答)



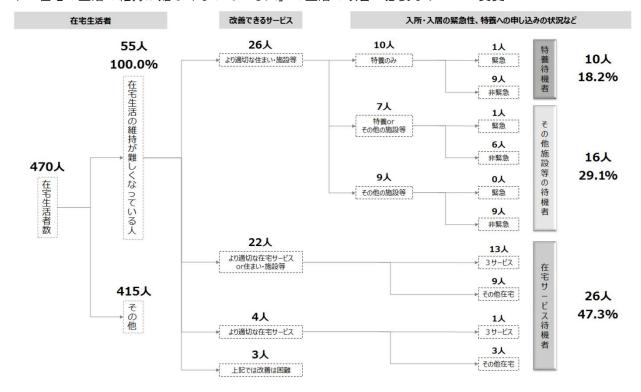




- (2) 在宅生活の維持が難しくなっている人に必要な支援・サービス
- ・ 在宅の生活の維持が難しくなっている人に必要なサービスは何か

ケアマネジャーの視点から、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」については、在宅生活の維持が難しくなってきている人のうち、半数近くの26人が「在宅サービスの改善で、生活の維持が可能」となっています。

◆「在宅の生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更



《資料2》策定経過等

1 策定経過

介護保険事業計画策定 委員会(第1回)	令和2年10月22日	① 第8期介護保険事業計画の策定について ② 介護保険・高齢者保健福祉事業の状況について ③ 介護保険サービス見込量の将来推計について ④ 各種調査の結果について
介護保険事業計画策定 委員会(第2回)	令和2年12月21日	① 第8期介護保険事業計画の骨子案について ② 第8期介護保険事業計画の素案について
パブリックコメント	令和2年12月22日~ 令和3年1月21日	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)に ついて
介護保険事業計画策定 委員会(第3回)	令和3年1月26日	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)に ついて
介護保険運営協議会	令和3年2月5日	
議会全員協議会	令和3年2月12日	
山田町地域包括支援セ ンター運営協議会	令和3年2月15日	

2 介護保険事業計画策定委員会設置要綱

山田町介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成10年山田町告示第110号)

(設置)

第1 山田町の介護保険事業計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため山田町介護保険 策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、計画の策定に関し町長に意見を述べることとする。

(組織)

- 第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の代表者
 - (2) 識見を有する町民

(任期)

- 第4 委員の任期は、当該計画を策定する年度の末日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱の根拠となった職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。 (会議)
- 第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (庶務)
- 第7 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。 (補則)
- 第8 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 山田町介護保険事業計画策定委員会委員

任期 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

No.	区分	所属・職名等		氏	名		備	考
1	第1号	岩手県沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター 管理課長	Щ	П		司		
2	第1号	岩手県立山田病院 事務局長	藤	澤	正	志		
3	第1号	宮古薬剤師会 会長	千代	االځ	千代			
4	第1号	山田町民生委員・児童委員協議会 会長	冏	部	敏	博	副委員	長
5	第1号	山田町身体障害者協議会 理事	三田	出地		諭		
6	第1号	社会福祉法人山田町社会福祉協議会 常務理事	沼	﨑	弘	明		
7	第1号	社会福祉法人正受会 特別養護老人ホーム平安荘 施設長	Щ	屋	晃	浩		
8	第1号	医療法人晃生会 介護老人保健施設さくら山 介護主任	濱	長		恵		
9	第1号	株式会社ウェルファー山田営業所 所長	冏	部	秀	典		
10	第1号	社会福祉法人親和会 理事長	山	﨑	幸	男		
11	第1号	特定非営利活動法人石峠宅老所 理事長	平	山	レィ	′子		
12	第1号	有限会社ヘルパーはうす 取締役	金	田		茂		
13	第1号	山田町国民健康保険運営協議会 会長	武	藤	清	吉	委員县	호
14	第1号	山田町婦人団体協議会 会長	後	藤	夕香	重		
15	第1号	飯岡元気会 代表	上	野	Ξ	郎		
16	第1号	ボランティア代表	木	村	惠争	美子		
17	第2号	公募委員	中	洞	正	巳		